

みんなの声

1 opinion/idea/proposal/recommendation

釜石地域は他の地域に比べ急傾斜地が多い。宮城県沖地震の確率が発表されて以来、耐震診断等が行われているが、耐震上問題があっても急傾斜地に指定されていると急傾斜対策を行わない限り建物を直すことができない。急傾斜対策は県の主管事業だが個人の所有地までは手が回っていない。このままでは地震対策が遅れてしまう。個人で急傾斜対策を行う場合、県としての有効な補助制度はあるのでしょうか。補助制度が無いようであれば、県として早急に補助制度を作成してほしい。

2005/9/7/電子メール/釜石市

急傾斜対策については、土地の所有者、管理者または占有者が保全に努力すべきであることから、個人で急傾斜地対策を行う場合における、有効な補助制度は策定されていません。県では、急傾斜地の所有者等または当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある方が対策工事を施行することが困難と認められる場合で、緊急性を要する箇所について、急傾斜地崩壊対策工事を実施しています。

しかし、数多く存在する急傾斜地崩壊危険箇所を対策工事で安全な状態にするには、膨大な時間と費用が必要です。そのため、県内全域で危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や危険箇所での新たな住宅建設の抑制等の対策を推進していくこととしています。

3 opinion/idea/proposal/recommendation

月が丘にある県営住宅において、違法駐車が多く困っている。県として取締りを強化してほしい。

2005/9/28/フリーダイヤル/盛岡市

盛岡市・月が丘の県営住宅の違法駐車については、機会あるごとに注意文書を入居者の皆さんに配布し、違法駐車をしないよう呼びかけているところです。また、違法駐車の際は張り紙をして注意していますので、御理解をお願いします。入居者の皆さんも、違法駐車をなくすよう話し合いをするなどの御協力をお願いします。

2 opinion/idea/proposal/recommendation

滝沢村にある「春子谷地の湿原」の景観を守る為に、県で買い求め、整備してほしい。

2005/9/13/電子メール/不明

県では、優れた景観を保全、創造することにより、県民が誇りと愛着を持つことができる美しい県土を実現するため、平成5年に「岩手県の景観の保全と創造に関する条例」いわゆる景観条例を制定し、景観に影響を与えると考えられる一定規模の建築等の行為を対象に届出を義務付け、指導を行うことなどにより、良好な景観形成に努めています。

御提言のプレハブ、仮設トイレ等の小規模建築物は、景観条例に基づき景観形成を図る上で特に重要と認められた岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域内にありますが、この条例による届出の対象には含まれないことから、県が指導を行うことは困難です。また、県が買収して整備することについても、実施に必要な関係法令等の要件を満たしておらず、困難であると考えています。

なお、御提言の趣旨については、当該施設が立地する滝沢村にもお伝えします。

4 opinion/idea/proposal/recommendation

岩手県内各地の公園は和式トイレである。なぜ洋式トイレは設置されていないのでしょうか。公園は健全者だけのものではない。公園の管理をもっとしっかりと行ってほしい。

2005/9/12/文書/釜石市

県内の県管理公園としては、都市公園の御所湖広域公園や花巻広域公園をはじめとして、河川、港湾における公園施設を含めると平成16年度末現在で60箇所程度あり、その約半数について障害者等に配慮した洋式トイレを設置しています。

県では、平成7年度に「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、不特定かつ多数の方が利用する建築物、道路、公園等の施設の新築等を行う場合には、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した整備に努めることとしていることから、今後ともこの条例に配慮した施設の整備に努めていきます。また、県内には市町村が管理する公園も数多くあり、御提言の趣旨については、様々な機会を通じて伝えていきます。